

経 済 産 業 省

平成 23・03・03 商局第 1 号

平成 2 3 年 3 月 4 日

社団法人東北経済連合会

会長 殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官



消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について

平成 19 年 5 月、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく重大製品事故情報の収集・公表制度を創設し、製造事業者等に対し、重大製品事故を知った場合は速やかに国（平成 21 年 9 月からは消費者庁）に報告することを義務付けているところです。報告された重大製品事故については、消費者庁により公表されるとともに、経済産業省の指示により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）が事故原因の調査を行う等により、同種事故の再発防止のための検討が行われます。

また、重大製品事故を未然に防止するため、同制度を補完するものとして、重大製品事故に当たらない、ヒヤリ・ハットを含む軽微な事故（以下「非重大製品事故」という。）についても、製造事業者等に対し、N I T E へ報告していただくよう協力を要請しています。報告された非重大製品事故については、重大製品事故と同様に N I T E において事故原因の調査を行い、製品安全の対策のための貴重な情報として活用されています。

これら製品事故情報の収集や原因調査等について、総務省「製品の安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成 23 年 2 月 1 日）」において、一層取組の充実を図ること等が勧告されたことをも踏まえ、経済産業省といたしましては、関係各位に対して、下記のとおり要請します。

つきましては、関係各位のご協力及びご対応をお願いいたします。各団体におかれては、会員各位に対し、それぞれ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 消費生活用製品等の事故報告について

(1) 重大製品事故について

製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故を知った場合、消安法第35条に基づき、消費者庁消費者安全課に迅速、かつ、的確に報告していただきますようお願いいたします（参考1及び参考2参照。消費者庁への報告は、次のWEBサイトを参照ください。http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html）。

(2) 非重大製品事故について

重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれております。当省は、消費者庁に集まる重大製品事故情報と併せて、非重大製品事故情報を事故の未然防止のための重要な検討材料としています。

事業者におかれましては、別紙のとおり、非重大製品事故が発生したことを知った場合は、最寄りのNITE本部又は支所へ速やかに報告していただきますよう改めてお願いいたします（参考1及び参考2参照。NITEへの報告様式は次のWEBサイトを参照ください。<http://www.nite.go.jp/jiko/index10.html>）。

なお、業務用の電気用品や調整器等の液化石油ガス器具等の事故については、同様に、NITEへ速やかに報告していただくようお願いいたします。

2. NITEが行う製品事故に係る原因究明への協力要請

重大製品事故及び非重大製品事故については、経済産業省の指示等に基づきNITEが製品事故の原因調査を実施していますが、事故を起こした製品の製造事業者又は輸入事業者は、自らがその責務として原因に関する調査を行う必要があります。今般の勧告の内容にもあるとおり、事業者が原因究明を終了しても、それが直ちにNITE又は経済産業省に報告されていないことが総務省の調査によって指摘されています。

事業者におかれましては、自ら事故の原因究明を迅速に行い、その結果を速やかにNITEに対し報告いただくとともに、その他NITEが求める関連資料の提供等NITEの事故原因調査に積極的に協力いただくよう要請します。

3. 消費生活用製品等のリコール等情報について

製造事業者、輸入事業者又は販売事業者・ブランド事業者等が、消費生活用製品、業務用電気用品及び業務用液化石油ガス器具で製品事故につながる可能性がある事象によりリコール等（注）を実施する場合には、重大製品事故でないものについても、経済産業省製品安全課に前広にあらかじめ連絡いただくようお願いいたします。この報告については、当省から消費者庁にもお知らせします（報告書等の様式は次のWEBサイトを参照ください。http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/09-2.html）。

（注）ここでいうリコール等とは、製品欠陥に伴うリコールのみではなく、必ずしも製品の欠陥によらずとも、消費者の安全の確保の観点から事業者が行うものを含みます。また、製品回収のみに限らず、報道発表、社告、ホームページ等で交換、改修、引取

り、当該製品の使用上の注意を呼びかける場合（不具合が発生した個別製品に対してのみ修理、交換等の対応を行うことを消費者に注意喚起する場合も含む。）等の事故の発生及び拡大の可能性を最小限にするための事業者による様々な手段を含みます。

なお、リコール等の手段・方法については、「消費生活用製品のリコールハンドブック2010」を参照してください。また、事故の未然防止の観点から製品の設計段階における取組については、「リスクアセスメントのハンドブック」を参照してください。それぞれ以下のWEBサイトでダウンロード可能です。

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook2010.pdf

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

非重大製品事故の手續について

1. 報告の対象となる情報

(1) 以下の①、②、③のいずれかに当たるもの。

- ① 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故のうち重大製品事故(注)に該当しないもの(非重大製品事故)
- ② 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故であつて、報告義務が課せられている製造・輸入事業者以外の者からの報告
- ③ 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等

(注) 重大製品事故とは、「製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの」(消安法第2条第5項)と規定されています。

具体的には、死亡事故、重傷病事故(治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病)、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故や火災(消防が確認したもの)が該当しますが、詳しくは、消費者庁消費者安全課に御相談ください。

(2) 報告の対象となる非重大事故に該当する事象となる判断基準の目安は以下のとおりです。

- ・ 重大製品事故が発生するおそれがあるもの
- ・ 消費者がけがをしたとの情報があるもの

例えば、火災に至らないものの製品内部で焼損・発煙・発火・異常発熱したものや消費者がやけどをした事象は上記に必ず該当するものとみなします。製品破損については、上記に全てが該当するものではありませんが、単に外観や安全と無関係の性能に関するものを除き、提出してください。

また、消費者の不注意、誤使用の疑いがある場合であっても、製品起因の可能性もあることから提出してください。

なお、上記に全く該当しない性能に関する苦情や別の不可抗力による事故(例:ボールがぶつかった窓ガラスの破片でけがをした)は、対象外です。

2. 報告方法及び報告先

製造事業者、輸入事業者、販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体等は、N I T Eが定める様式に基づき、最寄りのN I T E本部又は支所へ速やか(目安としては事故の発生を知った日から10日以内)に報告していただくようお願いいたします。

また、事故情報収集に当たっては迅速・確実な情報収集が求められており、この観点

から、消費者からの製品事故情報を最初に受ける可能性の高い販売事業者やブランド事業者（注）の役割の重要性が高まっております。これまでも販売事業者を含め製品事故情報のN I T Eへの報告を要請してきたところですが、引き続き、特に上記の観点より販売・ブランド事業者に対しては、自ら積極的に又は製造事業者・輸入事業者等と連名でN I T Eに対する報告を行うよう特にお願いいたします。

（注）製造・輸入は他の事業者が行っているが、ブランドや連絡先の表示等、対消費者との関係で責任を有していると考えられる製品（いわゆるプライベート製品やOEM製品）の販売事業者がこれに該当します。

3. 公表について

N I T Eでは、収集した事故情報については、速報（最新事故情報）として通知を受けた事故内容のみ（ただし、既にリコール等されていて輸入又は製造事業者が自ら事業者名、型式等を公表している事故や経済産業省又は消費者庁が事業者名、型式の公表をしている事故に限り事業者名、型式も付記します。）をHPに公表します。その後、N I T Eで事故原因を調査し、N I T E内で運営する外部有識者からなる委員会で審議した後、調査結果を公表します。この場合、事故原因が、製造不良等製品に起因する事故の場合は、輸入又は製造事業者名、製品の型式等も付記することとしています。

事故情報の報告先一覧

1. 消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品

	製造事業者又は輸入事業者	販売事業者(*3)、リース事業者(*3)、設置工事事業者(*3)、修理事業者(*3)、関係団体等	消費者、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)
重大製品事故	消安法に基づく国への報告義務 消費者庁 消費者安全課	NITE(*1)	消費者庁 消費者安全課 (*2)
非重大製品事故	NITE(*1)	NITE(*1)	消費者庁 消費者安全課 (*2)

- (*1) 消費者事故情報の一元化の観点等を踏まえ、NITE が事業者等からの事故情報を収集し、消費者庁及び経済産業省に連絡いたします。
- (*2) 消費生活センター、消防、警察等の機関については、消費者庁に報告いただくこととなりますが、引き続き、事故情報の調査分析の迅速化等の観点から、NITE に対しても、併せて、情報提供いただくようお願いいたします。
- (*3) 販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者については、消安法第34条第2項に基づき、重大製品事故が発生したことを知ったときは、その旨を製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

2. 業務用電気用品及び業務用 LP ガス器具

	製造事業者又は輸入事業者
重大製品事故	NITE
非重大製品事故	NITE

消費者庁消費者安全課

郵便番号	住 所	電話	FAX
100-6178	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 5階	03-3507-9201	03-3507-9290
E-mail による通知先		g.seihinanzen@caa.go.jp	

経済産業省製品安全課製品事故対策室

郵便番号	住 所	電話	FAX
100-8912	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1707	03-3501-6201
E-mail による通知先		seihin-anzen@meti.go.jp	

独立行政法人製品評価技術基盤機構本部及び支所一覧

所名	郵便番号	住 所	電話	FAX
事故情報専用フリーダイヤルファックス (大阪本部に設置)				0120-23-2529
E-mail による通知先			jiko@nite.go.jp	
本 部	大阪	540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館	06-6942-1114	06-6946-7280
	東京	151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10	03-3481-1820	03-3481-1934
北海道 支 所	060-0808	北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2324	011-709-2326
東北 支 所	983-0833	宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18	022-256-6423	022-256-6434
北関東 支 所	376-0042	群馬県桐生市堤町 3-7-4	0277-22-5471	0277-43-5063
中部 支 所	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-951-1931	052-951-3902
北 陸 支 所	920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-231-0435	076-231-0449
中 国 支 所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館	082-211-0411	082-221-5223
四 国 支 所	760-0023	香川県高松市町寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング5F	087-851-3961	087-851-3963
九 州 支 所	815-0032	福岡県福岡市南区塩原 2-1-28	092-551-1315	092-551-1329

平成23年3月

関係団体御中

消費者庁消費者安全課

消費生活用製品安全法に基づく報告義務等の周知について

前略

平素より、消費者行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先般、総務省により「製品安全対策に関する行政評価・監視」がまとめられました。この勧告においては、消費者庁に対して、消費生活用製品安全法第35条の報告(昭和四十八年六月六日法律第三十一号(以下「消費生活用製品安全法」という。))に係る周知等を行うことが求められています。つきましては、貴団体におかれては、下記2点に関し、会員企業に対して添付の「消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務」を配布していただくよう、よろしく申し上げます。

消費者庁では、消費生活用製品安全法等の報告の周知に関して一層取組を強化してまいりますので、貴団体におかれては、引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

記

(1) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務

消費生活用製品の製造事業者・輸入事業者は、重大製品事故を知った場合、消費者庁へ迅速かつ的確に報告してください。この報告の期限は10日(知った日も含め)です。(消費生活用製品安全法第35条)

なお、製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等は、非重大の製品事故を知った場合、N I T E ((独)製品評価技術基盤機構)の本部又は支所へ迅速かつ的確に報告してください。(経済産業省通達)

(2) 事業者における製品事故情報の公表

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、これを消費者へ適切に提供するよう努めてください。(消費生活用製品安全法第34条)

草々

<問い合わせ先> 消費者庁消費者安全課 製品事故情報担当 (小林)

TEL 03-3507-9204 FAX 03-3507-9290

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務

製造事業者・輸入事業者は、その製造等に係る製品の重大製品事故を知った場合、消費者庁へ10日以内(知った日を含め)に迅速かつ的確に報告してください。(消費生活用製品安全法第35条)

- 重大製品事故とは、消費生活用製品(一般消費者の生活の用に供される製品。例 テレビ、こたつ、机、給湯器など。法令において対象外とされた物品を除く。)の使用に伴い生じた事故であって、以下の要件に該当するもの。
- 重大製品事故に該当するかどうか分からない場合など、消費者庁に迅速にご相談ください。



報告先; 消費者庁消費者安全課

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

電話番号; 03-3507-9201 FAX; 03-3507-9290

ホームページ;

http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

<要件1 被害の程度>

- ・死亡事故
- ・一酸化炭素中毒事故(軽傷を含む)
- ・30日間以上の治療(投薬期間を含む)を要した事故
- ・火災(消防が火災と認定したもので、発煙・発火程度でも火災として扱われる。)
- ・後遺障害事故

<要件2>

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- ②消費生活用製品が滅失し、又は毀損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあるもの

<要件3>

- 事故の原因にかかわらず対象。原因が不明であっても対象。ただし、「製品欠陥でないことが明らかな事故」は対象外



重大製品事故に該当しない製品事故の報告

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等は、非重大の製品事故を知った場合、NITE((独)製品評価技術基盤機構)の本部又は支所へ迅速かつ的確に報告してください。(経済産業省通達)

報告先; NITE(本部)

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-67大坂合同庁舎2号館別館

電話番号; 06-6942-1114 FAX; 06-6946-7280

ホームページ; <http://www.nite.go.jp/jiko/index10.html>

製品事故情報の公表促進について

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、これを消費者へ適切に提供するように努めてください。(消費生活用製品安全法第34条)

○「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」(以下のホームページ)が参考になります。

<http://www.meti.go.jp/press/20070302003/20070302003.html>

